

大阪青山大学学則 (案)

第Ⅰ章 総 則

(目的)

第1条 大阪青山大学(以下「本学」という。)は、教育基本法の精神及び学校教育法の規定に則り、学術の中心として深く真理を探求するとともに、わが国の文化と伝統に基づいた感性、知性、倫理性及び創造性を備えた個性豊かな教養人を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表するものとする。

2 自己点検・評価に関する必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(情報の公開)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、広く情報を公開するものとする。

(社会的・職業的自立に関する指導体制等)

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第2章 学部学科、修業年限及び在学年限

(学部・学科)

第6条 本学に次の学部及び学科を置く。

健康科学部 健康栄養学科

看護学科

子ども教育学部 子ども教育学科

2 前項の学部及び学科の目的は、次のとおりとする。

健康科学部

心と身体の健康を科学的に学究し、人々の健康の維持・増進と疾病の予防・快復に貢献し、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

健康栄養学科

(1) 栄養に関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。

(2) 職業人として豊かな人間関係を作りながら、人々の健康の維持、増進、疾病の予防のために栄養の指導や食事指導ができる、人間栄養学の実践指導者を養成する。

看護学科

(1) 人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、

地域・社会に貢献する。

- (2) 対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師を養成する。

子ども教育学部

子どもの心身の成長・発達を理解・支援でき、子ども・家庭をめぐる社会的諸問題に対応できる、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。

子ども教育学科

- (1) 子どもの心身の成長・発達を研究し、地域に根ざした教育・保育に貢献する。
 (2) 子どもの心身の成長・発達に関する専門的知識を生かしながら、教育・保育の課題を発見・解決できる、高い倫理感と使命感をもった教育者・保育者を養成する。

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第8条 本学の在学年限は8年とする。ただし、第37条及び第38条の規定により編入学又は転入学した学生は、残り修業年限の2倍の年数とする。

第3章 学生定員

(定員)

第9条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部及び学科名	入学定員	収容定員
健康科学部		
健康栄養学科	80名	320名
看護学科	80名	320名
子ども教育学部		
子ども教育学科	80名	340名

2 子ども教育学部子ども教育学科の3年次編入学定員は、10名とする。

第4章 授業科目及び履修方法

(教育課程)

第10条 健康科学部健康栄養学科（以下「健康栄養学科」という。）における授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目に分け、更に専門教育科目を専門基礎分野と専門分野に区分し、編成するものとする。ただし、健康栄養学科においては、教育職員免許状取得に関する科目を別に編成するものとする。

2 健康科学部看護学科（以下「看護学科」という。）における授業科目は、基礎教育科目、専門基礎科目及び専門科目に区分し、編成するものとする。

3 子ども教育学部子ども教育学科（以下「子ども教育学科」という。）における授業科目は、基礎教育科目、専門基礎科目及び専門教育科目に区分し、編成するものとする。

4 各学科の教育方針に基づき、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。

5 自由科目は、第54条第1項に定める卒業要件単位数に算入しない。

(授業科目及び単位数等)

第11条 健康栄養学科の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 看護学科の授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

3 子ども教育学科の授業科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

(授業方法)

第12条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技又はこれらの併用により行うものとする。

(進級要件)

第13条 看護学科においては、別に定める進級要件を満たさなければ、第2学年から第3学年への進級を認めない。

(他の大学又は短期大学における学修)

第14条 他の大学又は短期大学の授業科目の履修を願い出た者については、学長が教育上有益であると認めるときは、当該大学又は短期大学と協議のうえ、これを許可することがある。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、30単位を超えない範囲でこれを本学において修得したものとみなすことができる。

3 前二項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校の専攻科又は大学設置基準第29条第1項の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び第3項並びに前条第1項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(栄養教諭一種免許状)

第17条 健康栄養学科において、栄養教諭一種免許状を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学教職課程履修規程に定める。

(管理栄養士国家試験受験資格)

第18条 健康栄養学科において、管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者

は、管理栄養士学校指定規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学管理栄養士養成課程履修規程に定める。

(栄養士免許状)

第19条 健康栄養学科において、栄養士の免許を取得しようとする者は、栄養士法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学栄養士養成課程履修規程に定める。

(食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格)

第20条 健康栄養学科において、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得しようとする者は、食品衛生法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学食品衛生課程履修規程に定める。

(保健師及び看護師国家試験受験資格)

第20条の2 看護学科において取得することができる資格は、保健師及び看護師にかかる国家試験受験資格とする。

2 前項において保健師にかかる国家試験受験資格の取得を希望する者は、第54条第1項に規定する単位のほか、保健師の教育課程に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

(幼稚園教諭一種免許状)

第21条 子ども教育学科において、幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学教職課程履修規程に定める。

(保育士資格)

第22条 子ども教育学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、児童福祉法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学保育士養成課程履修規程に定める。

(小学校教諭一種免許状)

第23条 子ども教育学科において、小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学教職課程履修規程に定める。

(特別支援学校教諭一種免許状)

第23条の2 子ども教育学科において、特別支援学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、第54条第1項に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 履修方法等は、大阪青山大学教職課程履修規程に定める。

(社会福祉主任用資格)

第23条の3 子ども教育学科において、社会福祉主任用資格を取得しようとする者は、社会福祉法第19条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目及び単位を修得しなければならない。

(その他の民間資格等)

第23条の4 第17条から前条までに定める国家資格の他、各種の民間資格の認定機関として指定を受けており、それぞれの資格等を取得することができる。

2 前項の資格の種類は、大阪青山大学履修規程に定める。

3 資格要件については、別に定める。

(履修登録)

第24条 学生は、履修しようとする授業科目を学期の始めに学長に届け出て、その許可を得なければならない。

(単位の計算方法)

第25条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、学長は単位数を定めることができる。

(授業日数)

第26条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第27条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第28条 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第29条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する祝日

(3) 本学園創立記念日（1月23日）

(4) 春季休業 3月23日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月10日から8月31日まで

(6) 冬季休業 12月25日から1月9日まで

2 学長は必要に応じ前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第6章 入学、編入学、転入学、休学、復学、退学、除籍及び留学
 (入学の時期)

第30条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学の資格)

第31条 本学に入学の資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの。

(入学の出願)

第32条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に別に定める書類を添えて、別表4に定める入学検定料を納めなければならない。

(入学検定料の取扱)

第33条 一旦納入した入学検定料は、いかなる理由があっても返還しない。

(入学選考)

第34条 第32条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、学長が教授会の意見を聴いて合格者を決定する。

(入学手続)

第35条 第34条の選考試験に合格した者は、所定の期日までに、入学金、授業料、その他学費を納入り、誓約書及び本学所定の入学に関する書類を提出しなければならない。

(入学許可)

第36条 学長は、前条に基づき入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(編入学)

第37条 本学に編入学を志願する者に対しては、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き第2年次又は第3年次に編入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
(ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

3 第1項により編入学した場合の単位の認定については、既修得単位の一部又は全部について行う。

(転入学)

第38条 他の大学から本学に転入学を希望する者については、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学又は短期大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
(ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

3 第1項により転入学した場合の単位の認定については、既修得単位の一部又は全部について行う。

(転学)

第39条 本学から他の大学へ転入学しようとする者は、その理由を具し、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(休学)

第40条 病気その他の理由により授業に出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を得て休学することができる。

2 病気その他の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第41条 休学の期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは1年を超える休学を許可することがある。

2 休学の期間は通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第42条 休学期間中でもその理由が解消し、復学しようとする者は学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(退学)

第43条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(再入学)

第44条 本学を退学した者及び第45条第3号により除籍された者が再入学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴き入学を許可することがある。

(除籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第8条に定める在学年限を超えた者

- (2) 第41条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
 - (3) 正当な理由なくして授業料及びその他の学費の納付を怠り督促してもなお納付しない者
 - (4) 死亡又は行方不明になった者
- (留学)

第46条 本学が定める他の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条及び第8条に定める修業年数及び在学年限に含めるものとする。

3 留学に関する取扱いは、別に定める。

第7章 単位の修得及び卒業

(単位の認定の条件)

第47条 単位修得を認定するための評価は、当該授業科目の出席時間数が別に定める所定の時間数に満たない者については、これを行うことができない。

2 授業料及びその他の学費を納入していない者についても、前項と同様とする。

(評価指標等)

第48条 単位修得を認定するための評価は、原則として授業科目毎に行う試験の結果によるものとし、必要に応じてその他の指標を考慮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、実験、実習、演習及び実技並びに試験によることが適切でない講義科目については、試験を行うことなく、授業への取り組み状況や成果物等により評価し、単位修得の可否を認定することができる。

(試験種別)

第49条 試験は、平常試験、定期試験、追試験及び再試験とする。

(定期試験)

第50条 定期試験は、学期末又は学年末に行う。

(追試験)

第51条 やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者については、追試験を行う。

(再試験)

第52条 不合格の科目については、再試験を行うことができる。

(学業成績)

第53条 学業成績の判定は、秀、優、良、可及び不可とし、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。

2 秀、優、良及び可を合格とし、単位を認定する。

3 不可は、不合格とし、単位を認定しない。

(卒業の認定・学位)

第54条 本学に4年以上在学し、所属学科所定の授業科目を履修し、下記のとおり単位を修得した者については、学長は教授会の意見を聴き卒業を認定する。

学部及び学科名	卒業要件単位数
健康科学部	
健康栄養学科	1 2 4 単位以上
看護学科	1 2 7 単位以上
子ども教育学部	
子ども教育学科	1 2 4 単位以上

2 学長は、前項により卒業を認定した者に対して、学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第8章 学費等

(学費)

第55条 授業料及びその他の学費については、別表4のとおりとする。

2 一旦納入した学費は、正当な理由がない限り返還しない。

(休学に係る授業料等及び学籍料)

第56条 学期前に休学を申し出て許可された場合は、当該学期に係る授業料、施設費及び実習費（以下本条及び第58条において「授業料等」という。）の納入を要しない。

ただし、休学期間においては、別表4に定める学籍料を納入しなければならない。

2 学期途中に休学する場合は、休学開始月までの授業料等を月割にて納入のうえ、前項ただし書きに基づき、学籍料を納入しなければならない。

3 許可された休学期間の途中で復学する場合は、復学日の属する月から当該学期の最終日が属する月までの授業料等の月割額を復学が許可されてから復学までの間に納付しなければならない。この場合において、授業料等納付月分の学籍料は返還する。

(手数料)

第57条 試験及びその他各種の手数料については、別に定める。

(授業料等の分納・延納)

第58条 授業料等は、特別の事由のある場合、分納又は延納を許可することがある。

第9章 賞罰

(表彰)

第59条 品性、学力ともに優秀な者又は篤行があった等、学生として表彰に値する行為のあった者については、学長は教授会の意見を聴き表彰する。

(懲戒)

第60条 本学の秩序を乱し、かつ本学の規則等に違反した者又は学生としての本分にもとると認められる行為をした者については、学生懲戒規程の定める手続きを経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 職員組織

第61条 教授会、事務組織等職員組織については、学校法人大阪青山学園組織規程の定めるところによる。

第11章 科目等履修生、長期履修生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第62条 本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、学長は教授会の意見を聴き科目等履修生として受け入れることができる。

2 科目等履修生には、第47条及び第53条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(長期履修生)

第63条 第7条に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き長期履修生として入学を許可する。

2 長期履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第64条 本学において特定の事項について研究することを志願する者に対しては、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第65条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 厚生施設

(厚生施設)

第66条 本学に厚生施設を置く。

2 厚生施設に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第67条 教育研究の成果を公開して地域社会に貢献するため、適宜公開講座を開設する。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- 3 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この学則は、平成21年8月6日から施行し、第7条については、平成21年度入学者及び編入学者から、別表3の授業科目「教職実践演習（幼・小）」については平成22年度入学者から適用する。
- 6 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 この学則は、平成22年7月16日から一部改正即日施行し、改正施行の日に現に在籍する学生にあっては、なお従前の例による。
- 8 この学則は、平成23年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在学する学生にあっては、なお従前の例による。
- 9 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 10 この学則は、平成23年3月8日から一部改正し、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、なお従前の例による。
- 11 この学則は、平成23年5月25日から施行する。
- 12 この学則は、平成23年9月29日から施行する。
- 13 この学則は、平成24年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から在籍する学生にあっては、なお従前の例による。
- 14 この学則は、平成24年9月21日から施行する。

附 則

- 15 この学則は、平成25年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、なお従前の例による。

附 則

- 16 この学則は、平成26年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、なお従前の例による。

附 則

- 17 (1) この学則は、平成27年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、第45条、第54条、第59条及び第60条を除き、なお従前の例による。
- (2) 第9条に規定する看護学科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までは、次のとおりとする。

平成27年度 平成28年度 平成29年度

健康科学部看護学科	80名	160名
-----------	-----	------

附 則

- 18 この学則は、平成28年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、第56条及び第58条を除き、なお従前の例による。

附 則

- 19 この学則は、平成29年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、なお従前の例による。

附 則

20 この学則は、平成30年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、なお従前の例による。

附 則

21 この学則は、平成31年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、なお従前の例による。

附 則

22 この学則は、平成31年4月26日から一部改正即日施行し、改正後の入学金は2020年4月以降の入学者から適用する。

附 則

23 (1) この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 令和2年3月31日に本学に在学し、翌4月1日以降も引き続き在学する者については、改正後の本学則に基づき履修したものとみなす。

24 (1) この学則は、令和3年4月1日から施行する。

(2) 令和3年3月31日に本学に在学し、翌4月1日以降も引き続き在学する者については、改正後の本学則に基づき履修したものとみなす。

25 この学則は、令和4年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、なお従前の例による。

26 この学則は、令和5年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、なお従前の例による。

学則別表1 健康栄養学科 基礎教育科目・専門教育科目

科目区分	授業科目的名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
基礎教育科目	健康科学概論	1			
	食と健康	2			
	管理栄養士入門	2			
	地球環境論		2		
	実用数学		2		
	化学I		2		
	化学II	2			
	有機化学	2			
	基礎化学実験		1		
	生物学		2		
	日本語I	2			
	日本語II		2		
	プレゼンテーション概論	2			
	プレゼンテーション演習		1		
	コミュニケーション論		2		
	心理学		2		
	伝統文化に学ぶ	1			
	国際協力論		2		
	多文化共生論		2		
	日本国憲法		2		
	情報処理		2		
	情報リテラシーI		2		
	情報リテラシーII		2		
	統計学		2		
	基礎英語I	1			
	基礎英語II	1			
	専門英語I	1			
	専門英語II	1			
	体育講義	1			
	体育実技	1			
基礎教育科目合計		20	30	0	

科目区分		授業科目的名称	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門教育科目	社会・環境と健康	健康管理概論	2			
		環境と健康	2			
		公衆衛生学	2			
		公衆衛生学実習	1			
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	生化学 I	2			
		生化学 II	2			
		生化学実験 I	1			
		生化学実験 II	1			
		解剖生理学 I	2			
		解剖生理学 II	2			
		解剖生理学実験	1			
		運動生理学		2		
		運動生理学実習		1		
		医学概論	2			
		病態生理学 I	2			
		病態生理学 II	2			
		微生物学		2		
	食べ物と健康	食品学総論	2			
		食品学各論	2			
		食品機能論		2		
		食品学実験	1			
		食品機器分析実験		1		
		食品衛生学	2			
		食品衛生学実験	1			
		調理科学		2		
		調理科学実験		1		
		調理学	2			
		調理学実習 I	2			
		調理学実習 II	2			
		調理学実習 III		1		
専門基礎分野合計			38	12	0	

科目区分		授業科目の名称	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
専門教育科目	基礎栄養学	基礎栄養学	2				
		基礎栄養学実験	1				
		基礎栄養学特別講義		2			
	応用栄養学	応用栄養学Ⅰ	2				
		応用栄養学Ⅱ	2				
		応用栄養学Ⅲ	2				
		応用栄養学Ⅳ		2			
		応用栄養学実習Ⅰ	1				
		応用栄養学実習Ⅱ	1				
		応用栄養学実習Ⅲ		1			
	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ	2				
		栄養教育論Ⅱ	2				
		栄養教育論Ⅲ	2				
		栄養教育論実習Ⅰ	1				
		栄養教育論実習Ⅱ	1				
	専門分野	臨床栄養学Ⅰ	2				
		臨床栄養学Ⅱ	2				
		臨床栄養学Ⅲ	2				
		臨床栄養学Ⅳ	2				
		臨床栄養学実習Ⅰ	1				
		臨床栄養学実習Ⅱ	1				
	公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	2				
		公衆栄養学Ⅱ	2				
		地域栄養活動実習	1				
	給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	2				
		給食経営管理論Ⅱ	2				
		給食経営管理実習Ⅰ	1				
		給食経営管理実習Ⅱ	1				
	総合演習	総合演習	2				
	臨地実習	臨地実習Ⅰ	1				
		臨地実習Ⅱ	1				
		臨地実習Ⅲ	2				
	その他	コース特別活動Ⅰ		2			
		コース特別活動Ⅱ		1			
		健康とスポーツ		2			
		スポーツ栄養学		2			
		看護学概論		1			
		卒業研究	4				
専門分野合計			50	13	0		
専門教育科目合計			88	25	0		

学則別表2 看護学科 基礎教育科目・専門基礎科目・専門科目

科目区分	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
基礎教育科目	大阪青山ゼミナール	1			(履修方法及び卒業要件) 必修18単位+選択7単位以上
	プレゼンテーション概論		1		
	プレゼンテーション演習		1		
	ジェンダー論		1		
	実用数学		2		
	応用生物学	2			
	応用化学		2		
	生化学	2			
	心理学	2			
	教育心理学		2		
文化と社会の理解	健康科学概論	1			
	生涯発達学		2		
	食と健康	1			
	保育実践入門		1		
	健康とスポーツ科学Ⅰ(実技)		1		
	健康とスポーツ科学Ⅱ(講義)		1		
	伝統文化の世界	2			
	上方まなび学		2		
	法学(憲法)		2		
	食と文化		2		
コミュニケーションと情報	ボランティア活動論		1		
	日本語Ⅰ(読解・分析)	1			
	日本語Ⅱ(口述・記述)		1		
	英語Ⅰ	1			
	英語Ⅱ	1			
	英語Ⅲ		1		
	英語Ⅳ		1		
	情報処理Ⅰ(基礎)	1			
	情報処理Ⅱ(応用)	1			
	情報リテラシーⅠ	1			
基礎教育科目 合計		18	24		

科目区分	授業科目的名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
専門基礎科目	解剖生理学 I	2			(履修方法及び卒業要件) 必修27単位+選択3単位以上
	解剖生理学 II	2			
	微生物学	1			
	生命倫理	1			
	病理病態学	2			
	治療食概論	1			
	疾病治療論 I (内科)	2			
	疾病治療論 II (外科)	2			
	疾病治療論 III (小児科)	1			
	疾病治療論 IV (産婦人科)	1			
	疾病治療論 V (精神科)	1			
	臨床薬理学	2			
	栄養学	1			
	人間生活工学	1			
	公衆衛生看護学概論	2			
	保健統計学 ※		2		
	疫学	2			
	個人・家族・集団・組織の援助論 I ※		2		
	公衆衛生看護活動展開論 I ※ (地域保健)		1		
	公衆衛生看護活動展開論 II ※ (地域保健)		2		
	公衆衛生看護活動展開論 III ※ (産業保健)		1		
	公衆衛生看護活動展開論 IV ※ (学校保健)		1		
	看護関係法規	1			
	保健医療福祉行政論 I	2			
	保健医療福祉行政論 II ※		1		
	専門基礎科目 合計	27	10	0	

※印は保健師課程必修科目を示す。

科目区分	授業科目的名称	単位数			備 考
		必修	選択	自由	
看護学の基本	看護学概論	2			(履修方法及び卒業要件) 必修72単位
	看護理論	1			
	看護コミュニケーション論	1			
	ヘルスアセスメント	1			
	基礎看護援助論Ⅰ	1			
	基礎看護援助論Ⅱ	1			
	基礎看護援助論Ⅲ	2			
	臨床判断Ⅰ	1			
	臨床判断Ⅱ	1			
	基礎看護学実習	1			
	地域実習Ⅰ	1			
	臨床判断看護学実習	2			
専門科目	ライフサイクル論Ⅰ	2			(履修方法及び卒業要件) 必修72単位
	ライフサイクル論Ⅱ	2			
	成人看護学援助論Ⅰ(慢性期)	2			
	成人看護学援助論Ⅱ(急性期)	2			
	成人看護学演習Ⅰ(慢性期)	1			
	成人看護学演習Ⅱ(急性期)	1			
	成人老年看護学実習Ⅰ(慢性期)	2			
	成人老年看護学実習Ⅱ(急性期)	2			
	老年看護学援助論	1			
	老年看護学演習	1			
	老年看護学実習	2			
	小児看護学援助論	1			
	小児看護学演習	1			
	小児看護学実習	2			
	母性看護学援助論	1			
	母性看護学演習	1			
	母性看護学実習	2			
	精神看護学概論	1			
	精神看護学援助論	1			
	精神看護学演習	1			
	精神看護学実習	2			
	地域・在宅看護学概論	2			
	地域・在宅看護学援助論	2			
	地域・在宅看護学演習	1			
	地域・在宅看護学実習	2			
	地域実習Ⅱ	1			
看護の統合と発展	薬物療法・輸血と看護	1			
	がん看護	1			
	ダーミナルケア	1			
	家族看護	1			
	看護管理学	1			
	看護倫理	1			
	看護研究の基礎Ⅰ(方法論)	1			
	看護研究の基礎Ⅱ(卒業研究)	2			
	看護統合ゼミナール	1			
	医療安全管理論	1			
	チーム医療論	1			
	国際看護論	1			
保健師課程	災害看護論	1			
	統合実習Ⅰ	2			
	統合実習Ⅱ	2			
	専門科目 合計	72			
	個人・家族・集団・組織の援助論Ⅱ ※			2	
	公衆衛生看護活動展開論Ⅴ ※			2	
	公衆衛生看護管理論 ※			2	
合計		117	34	11	

学則別表3 子ども教育学科 基礎教育科目・専門基礎科目・専門教育科目

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
基礎教育科目	教育と福祉	2		
	食と健康		2	
	日本語Ⅰ	2		
	日本語Ⅱ		2	
	実用書道		1	
	生物学		2	
	地球環境論		2	
	統計学		2	
	心理学		2	
	コミュニケーション論		2	
	プレゼンテーション概論		2	
	プレゼンテーション演習		1	
	キャリアデザイン	1		
	ボランティア論		2	
	伝統文化に学ぶ	1		
	多文化共生論		2	
	学修基礎演習		2	
	日本国憲法	2		
	情報処理	2		
	情報リテラシーⅠ		2	
	情報リテラシーⅡ		2	
	基礎英語Ⅰ	1		
	基礎英語Ⅱ	1		
	体育講義	1		
	体育実技	1		
	合計	14	28	

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門基礎科目	健康子ども学基礎ゼミナール	2		
	健康子ども学Ⅰ	2		
	健康子ども学Ⅱ		2	
	子どもの健康と生活		2	
	教育原理	2		
	保育原理	2		
	教育心理学	2		
	保育の心理学	2		
	子どもの人権	2		
	子ども文化論		2	
	子ども社会論		2	
	子どもと英語Ⅰ		2	
	子どもと英語Ⅱ		2	
	基礎音楽Ⅰ	1		
	基礎音楽Ⅱ	1		
	器楽Ⅰ	1		
	造形	1		
専門基礎科目合計		18	12	

専門教育科目 こころとからだの健康	健康心理学	2		
	子ども家庭支援の心理学		2	
	児童心理学		2	
	カウンセリング演習		1	
	教育相談		2	
	知的障害児の心理・生理・病理		2	
	肢体不自由児の心理・生理・病理		2	
	病弱児の心理・生理・病理		2	
	臨床教育学		2	
	臨床保育学		2	
	子ども理解の理論と方法		2	
	食育論	2		
	子どもの保健	2		
	子どもの健康と安全		1	
	子どもの食と栄養	2		
子どもの福祉	社会福祉	2		
	子ども家庭福祉		2	
	子ども家庭支援論		2	
	乳児保育Ⅰ		2	
	乳児保育Ⅱ		1	
	特別支援教育概論		2	
	特別支援実践論		2	
	社会的養護Ⅰ	2		
	社会的養護Ⅱ		1	
	子育て支援		1	
社会福祉行政論			2	
子どもと虐待			2	

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目 教育及び保育の内容・方法	保育カリキュラム論		2	
	保育者論		2	
	子どもと健康		2	
	子どもと人間関係		2	
	子どもと環境		2	
	子どもと言葉		2	
	子どもと音楽表現		2	
	保育内容総論		1	
	保育内容・健康		1	
	保育内容・言葉		1	
	保育内容・身体表現		1	
	保育内容・環境Ⅰ		1	
	保育内容・環境Ⅱ		1	
	保育内容・人間関係Ⅰ		1	
	保育内容・人間関係Ⅱ		1	
	保育内容・造形表現Ⅰ		1	
	保育内容・造形表現Ⅱ		1	
	保育内容・音楽表現Ⅰ		1	
	保育内容・音楽表現Ⅱ		1	
	声楽Ⅰ	1		
	声楽Ⅱ		1	
	器楽Ⅱ	1		
	器楽Ⅲ		1	
	器楽Ⅳ		1	
	子どもの音楽総合Ⅰ		1	
	子どもの音楽総合Ⅱ		1	
	子ども体育Ⅰ		1	
	子ども体育Ⅱ		1	
	教育課程論		2	
	教職論		2	
	社会		2	
	算数		2	
	理科		2	
	生活		2	
	家庭		2	
	初等教科教育法（国語）		2	
	初等教科教育法（社会）		2	
	初等教科教育法（算数）		2	
	初等教科教育法（理科）		2	
	初等教科教育法（生活）		2	
	初等教科教育法（音楽）		2	
	初等教科教育法（図画工作）		2	
	初等教科教育法（家庭）		2	
	初等教科教育法（体育）		2	
	初等教科教育法（英語）		2	
	道徳教育の指導		2	
	総合的な学習の時間の指導		2	
	特別活動の指導		2	
	生徒・進路指導論		2	
	教育社会学		2	
	教育方法論		1	
	I C T活用の理論と方法		2	
	知的障害児教育論Ⅰ		2	
	知的障害児教育論Ⅱ		2	
	肢体不自由児教育論Ⅰ		2	
	肢体不自由児教育論Ⅱ		2	
	病弱児教育論		2	
	視覚障害教育		2	
	聴覚障害教育		2	
	LD等教育総論		2	
	児童文学		2	

科目区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目	保育実習ⅠA		2	
	保育実習指導ⅠA		1	
	保育実習ⅠB		2	
	保育実習指導ⅠB		1	
	保育実習Ⅱ		2	} ☆(※1)
	保育実習指導Ⅱ		1	
	保育実習Ⅲ		2	} ★(※1)
	保育実習指導Ⅲ		1	
	教育実習Ⅰ		1	
	教育実習Ⅱ		3	
	教育実習事前事後指導		1	
	特別支援教育実習		3	事前事後指導1単位を含む
	教職実践演習（幼・小）		2	※2
	教職実践演習（幼・保）		2	※2
	地域子育て支援実習		2	
	健康子ども学専門ゼミナール		2	
	卒業研究		4	
専門教育科目合計		14	167	

※1 保育士資格取得希望者は、☆または★のいずれかを選択必修。

※2 幼稚園教諭免許取得希望者は、いずれかを選択必修。

別表4 入学検定料及び授業料その他の学費と学籍料

入学検定料	35,000円	複数回受験の場合は2回目以降20,000円
入学金	230,000円	

学部 学科	健康科学部 健康栄養学科	健康科学部 看護学科	子ども教育学部 子ども教育学科
授業料	1,160,000円	1,300,000円	1,000,000円
施設費	80,000円	80,000円	80,000円
実習費	1・2学年 各60,000円 3・4学年 各10,000円	300,000円 (4年次保健師課程別途60,000円)	-
合計	1・2学年 各1,300,000円 3・4学年 各1,340,000円	1,680,000円 (保健師課程1,740,000円)	1,080,000円

学籍料	10,000円（月額）	休学期間分をまとめて前納
-----	-------------	--------------

大阪青山大学 学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び大阪青山大学学則（以下「学則」という。）第54条第2項の規定に基づき、大阪青山大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

健康科学部	健康栄養学科	「健康科学」
	看護学科	「看護学」
子ども教育学部	子ども教育学科	「子ども教育学」

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第54条第1項の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、卒業を認定したときは、学位を授与し、学位記（別紙様式）を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「大阪青山大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の意見を聴き当該学位を取消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、なお従前の例による。

第〇〇〇〇号

卒業証書・学位記



大学印

< 氏 名 >
年 月 日生

本学○○○○部△△△△学科
所定の課程を修めて本学を卒業
したことを認め学士(○○○○)の
学位を授与する

年 月 日

大阪青山大学

学長 印

大阪青山大学履修規程 (案)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、大阪青山大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、大阪青山大学（以下「本学」という。）における履修等について必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第2条 学生は、原則として当該入学年度の4月1日に施行されている学則及び大阪青山大学履修規程（以下「本規程」という。）が適用される。ただし、編入生の場合は、当該編入生が所属することとなる年次の本規程を適用するものとする。

第2章 教育課程と授業科目

(授業科目の授業形態、開講期等)

第3条 学則第11条に定める各学科の授業科目の授業形態、1単位当たりの時間数、必修選択の別及び開講期は、別表1から別表3のとおりとする。

(授業計画及びシラバス)

第4条 本学は、学生に対して授業の方法、内容及び授業計画等をあらかじめ明示するものとする。

2 授業科目担当教員は、当該授業科目の概要として別に定める項目をシラバスにあらかじめ明示するものとする。

第3章 取得可能な資格等

第5条 各学科で取得可能な免許、資格又は受験資格（以下「資格等」という。）は以下のとおりとする。

(健康栄養学科)

- ① 管理栄養士国家試験受験資格
- ② 栄養士免許状
- ③ 栄養教諭一種免許状
- ④ 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格
- ⑤ NR・サプリメントアドバイザー受験資格
- ⑥ フードスペシャリスト受験資格
- ⑦ フード サイエンティスト
- ⑧ 健康運動実践指導者受験資格

(看護学科)

- ① 看護師国家試験受験資格
- ② 保健師国家試験受験資格

(子ども教育学科)

- ① 幼稚園教諭一種免許状
- ② 小学校教諭一種免許状
- ③ 保育士資格
- ④ 特別支援学校教諭一種免許状
- ⑤ 社会福祉主事任用資格
- ⑥ 准学校心理士

2 前項の各資格等の取得に必要な事項は、別に定める。

第5条の2 子ども教育学科は、幼児教育及び小学校教育を担う保育者及び教員養成を主たる目的とする学科であることから、保育士、幼稚園教諭又は小学校教諭のうちから2種類以上の資格を取得するよう努めなければならない。

第4章 履修登録

(履修登録・確認)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期始めの履修登録によって、学長に届け出て、その許可を得なければならない。

- 2 履修登録は定められた期間に行うものとする。
- 3 履修登録は自己の責任において行うものとする。
- 4 登録していない授業科目については、受講し、及び試験を受けることができない。
- 5 所定の期間内に履修登録ができない正当な理由がある場合は、あらかじめその理由を付して教務部に届け出、許可を受けた場合のみ、期間外での登録を認める。
- 6 単位修得済みの授業科目は、再度履修登録することができない。
- 7 同一时限に複数の授業科目を登録することはできない。
- 8 所定の登録期間内であれば、登録内容の変更、追加、取消しを行うことができるものとする。
- 9 原則として再履修科目がある場合は、当該科目から順次登録すること。

(履修登録の取消し)

第7条 履修を許可された後においても、前条に違反して申請したことが判明した場合には履修登録を取り消すことがある。

- 第8条 学生は、第6条第8項の規定にかかわらず、学期開始後1ヶ月以内であれば、履修登録した授業科目の登録の取消を申し出ることができる。
- 2 前項の登録の取消は、別に定める様式により、教務部に届け出なければならぬ。
 - 3 卒業必修科目については、登録取消しを認めない。
 - 4 資格の必修科目については、資格取得願が出され辞退届が提出されていない限りは、登録取消しを認めない。

(受講生の選抜・抽選)

第9条 授業科目によっては、選抜試験又は抽選等により受講者数を制限するこ

とがある。

2 前項に該当する科目及び定員については、履修登録手続き期間の前に明示するものとする。

(履修の前提条件を課す科目)

第10条 各学科は、体系的履修を必要とする特定の授業科目の履修について、あらかじめ指定する授業科目の修得（見込みを含む）を履修登録の前提条件とすることがある。

第11条 健康栄養学科においては、次の各号に定める臨地実習の履修に当たっては、当該各号に定める科目の単位を修得済みであること又は同一学期内に修得見込みであることを要件とする。

(1) 臨地実習I（事業所）

給食経営管理論I、給食経営管理論II、給食経営管理実習I、給食経営管理実習II

(2) 臨地実習II（保健所）

公衆栄養学I、公衆栄養学II

(3) 臨地実習III（病院）

臨床栄養学I、臨床栄養学II、臨床栄養学III、臨床栄養学IV、臨床栄養学実習I、臨床栄養学実習II

第11条の2 子ども教育学科においては、教育職員免許状の取得に必要な科目及び保育士資格の取得に必要な科目について、教員及び保育士の質を確保する観点から、履修上の制限を課すことがある。

2 前項の制限は当該資格に関する履修規程に定める。

(履修登録単位数の制限)

第12条 履修登録単位数は、前期・後期合わせて、健康栄養学科及び子ども教育学科においては60単位、看護学科においては52単位を上限とする。

2 次に定める科目は、前項に定める制限単位に含めない。

(1) 卒業研究、看護研究の基礎II（卒業研究）、健康子ども学専門ゼミナール

(2) 学外実習

(3) 再履修を必要とする授業科目（健康栄養学科を除く）

(4) 教員免許及び資格取得に関する科目のうち、卒業要件に含まれない授業科目（健康栄養学科のみ）

第5章 試験と単位認定

(受験資格)

第13条 次の各号のいずれかに該当する学生は、単位認定のための試験（定期試験）を受験することができない。

(1) 当該授業科目の履修登録をしていない者

(2) 当該授業科目の授業出席割合が別表4に定める基準に満たない者

(3) 休学及び停学中の者

(4) 学生証を携帯していない者

(5) その他、監督者の指示に従わない者

2 遅刻及び早退（以下「遅刻等」という。）は3回で欠席1回に換算するものとする。ただし、30分を超える遅刻等は欠席として取り扱うものとする。

第14条 学生の授業受講困難事象への対応方針に関する規程に定める公欠に該当するときは、欠席としては扱わない。

2 前条第1項第2号に定める授業出席割合の算出にあたっては、公欠の回数を授業実施回数から除き、計算するものとする。

第15条 学則第48条第2項に基づき、試験を行うことなく単位修得を認定する科目においても、授業への出席条件については、第13条及び第14条の規定を適用する。

（試験の受験義務）

第16条 成績評価のために行われる試験を、正当な理由なく受験しなかった者は、当該科目の評価を受ける権利を放棄したものとみなし、追再試験の対象としない。

（追試験の受験資格）

第17条 学生の授業受講困難事象への対応方針に関する規程第5条及び第6条に定める欠席事由、及び同規程に定める以外の疾病等による入院または通院のいずれかにより定期試験を欠席した場合は、追試験の対象とする。

2 追試験を受験するためには、別に定めるところにより必要な手続きを経なければならない。

（再試験の受験資格と評価）

第18条 定期試験を受験したが不可となった者に対して、再試験を実施することがある。

2 再試験を受験するためには、再試験の受験料を納付するとともに別に定めるところにより必要な手続きを経なければならない。

3 再試験の評価は、可（60点）又は不可（59点以下）とする。

4 追試験の再試験は行わない。

（再々試験）

第19条 卒業年次における定期試験又は追再試験において、不可となった科目があり、卒業要件に達しない者、及び資格要件を満たすことができない者に対して、3科目を限度として再々試験を実施することがある。

2 再々試験の実施の可否については、各学科において、当該学生の履修状況及び学修態度を勘案して判断するものとする。

（不正行為）

第20条 試験場における次の行為については、学則第60条により処分を行う。

(1) 当該試験において許可されている以外の方法で解答を得た、又は得ようとした場合

(2) 当該授業の履修登録者以外の者が履修登録者と偽って受験した場合

(3) 試験中、監督者の指示に従わず、注意してもなお当該行為を継続した場

合

- 2 前項各号に掲げる不正行為を監督者が認めたときは、直ちに当該試験の受験を中止させ、解答用紙を回収した上、退場を命ずる。
- 3 第1項第2号に定める不正行為は、偽って受験した者及び受験を依頼した者双方を処分の対象とする。
- 4 成績評価のための試験において第1項に定める行為を行った者については、当該行為を行った学期の全ての授業科目について、履修を無効とする。ただし、健康栄養学科と子ども教育学科の学外実習はこれに含めない。

(成績評価及び単位認定)

第21条 成績評価及び単位認定の時期は、各学期の学期末とする。

第22条 授業科目の成績評価の取り扱いは、次の基準によるものとする。

- (1) 学生（第一保証人を含む。）への成績通知は、満点を100点とする評価点と秀・優・良・可・不可・欠席・停止の評語をもって記し、秀・優・良・可を合格、不可・欠席・停止を不合格とする。ただし、合否のみの評価については、この限りではない。
- (2) 成績証明書には前号に定める評語のみを記すものとする。
- (3) 成績証明書には、合格した科目のみを記すものとする。
- (4) 学則第14条から第16条に基づき本学以外で修得した単位を、本学における授業科目の履修とみなして認定した場合、その科目には「認定」と表示する。

第22条の2 学業成績の評価は、学則第53条及び前条に定める評価のほか、グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）方式による成績評価を実施することがある。

2 GPAについて必要な事項は、大阪青山大学GPAに関する規程に定める。

第23条 学生は成績評価及び単位認定に疑義がある場合は、別に定めるところにより所定の期間内に教務部に確認の申し出をすることができる。

第6章 進級要件等

(履修制限等)

第24条 健康栄養学科においては、2年次終了時における修得総単位数（基礎教育科目及び専門教育科目に限る）が60単位に満たない者は、3年次における履修登録単位数及び「卒業研究」の履修に係る要件を次のとおり設定する。

- ① 履修登録単位数：年間30単位を上限とする。
 - ② 「卒業研究」の履修要件：3年次前期終了時点において「専門教育科目」に配当されている3年次前期開講までのすべての必修科目の総単位（65単位）のうち、39単位以上を修得していること。
- 2 看護学科においては、2年次学年末において、次の要件すべてを満たしていないければ、3年次への進級を認めない。
 - (1) 専門基礎科目及び専門科目として2年次までに開講されている必修

科目的総単位数 5 6 単位のうち 5 3 単位以上を修得していること。

- (2) 解剖生理学 I 及び解剖生理学 II の合計 4 単位を修得していること。
 - (3) 基礎看護学実習、臨床判断看護学実習及び地域実習 I の合計 4 単位を修得していること。
- 3 子ども教育学科においては、1 年次から 3 年次それぞれの終了時点において単位修得済みの科目数又は修得単位が以下に該当する場合、第一保証人宛に警告書を発するものとする。
- (1) 1 年次終了時点において、1 年次開講の卒業必修科目数の 8 割未満、又は卒業要件単位数の 4 分の 1 に相当する 3 1 単位未満の履修のもの。
 - (2) 2 年次終了時点において、2 年次までの履修登録科目のうち、卒業必修科目数の 8 割未満、又は卒業要件単位数の 4 分の 2 に相当する 6 2 単位未満の履修のもの。
 - (3) 3 年次終了時点において、3 年次までの履修登録科目のうち、卒業必修科目数の 9 割未満、又は卒業要件単位数の 4 分の 3 に相当する 9 3 単位未満の履修のもの。

(原級留置)

第 25 条 1 年以上にわたる休学、停学等については、対象者の所属学年を原級に留置するものとする。この場合において当該者に係わる卒業要件等は入学年度のものを適用とする。

第 7 章 卒業

(卒業)

第 26 条 本学に 4 年以上在学し、学則に定める卒業要件を満たした者には、学期の区分に従い、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

(卒業延期)

第 27 条 卒業に必要な単位を修得した者で、卒業の延期を願い出る者があるときは、その理由を勘案し、1 年を限度に卒業延期を認めることがある。

2 延期した期間における義務、権利等については、別に定める。

第 8 章 学籍異動

(休学、退学等の手続き)

第 28 条 学生の休学等の学籍異動に必要な手続き等は別に定める。

第 9 章 雜則

(雑則)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 27 年 3 月 31 日現在本学に在学する者については、本規程第 13 条第 1 項第 2 号及び第 4 号、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 2 項、及び第 28 条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日現在本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 12 条及び第 24 条の規定は、平成 31 年度入学者から適用する。

附則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 24 条第 2 項の規定は、令和 4 年度入学生から適用する。

附則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日現在本学に在学する者については、なお従前の例による。

別表1 健康栄養学科 基礎教育科目・専門教育科目 履修規程

科目区分	授業科目の名称	授業形態	1単位当たりの時間	単位数			開講期	備考
				必修	選択	自由		
基礎教育科目	健康科学概論	講義	30	1			1前	
	食と健康	講義	15	2			1前	
	管理栄養士入門	講義	15	2			1後	
	地球環境論	講義	15		2		1前	
	実用数学	講義	15		2		1前	
	化学I	講義	15		2		1前	
	化学II	講義	15	2			1後	
	有機化学	講義	15	2			1前	
	基礎化学実験	実験	45		1		1後	
	生物学	講義	15		2		1前	
	日本語I	講義	15	2			1前	
	日本語II	講義	15		2		1後	
	プレゼンテーション概論	講義	15	2			3後	
	プレゼンテーション演習	演習	30		1		4前	
	コミュニケーション論	講義	15		2		1前	
	心理学	講義	15		2		2前	
	伝統文化に学ぶ	講義	30	1			1前	
	国際協力論	講義	15		2		2後	
	多文化共生論	講義	15		2		1後	
	日本国憲法	講義	15		2		1後	
	情報処理	講義	15		2		1前	
	情報リテラシーI	講義	15		2		1後	
	情報リテラシーII	講義	15		2		2前	
	統計学	講義	15		2		1後	
	基礎英語I	演習	30	1			1前	
	基礎英語II	演習	30	1			1後	
	専門英語I	演習	30	1			2前	
	専門英語II	演習	30	1			2後	
	体育講義	講義	15	1			1前	
	体育実技	実技	30	1			1前	
基礎教育科目 合計				20	30	0		

科目区分		授業科目の名称	授業形態	1単位当たりの時間	単位数			開講期	備考
					必修	選択	自由		
専門教育科目	社会・環境と健康	健康管理概論	講義	15	2			1前	
		環境と健康	講義	15	2			1後	
		公衆衛生学	講義	15	2			2前	
		公衆衛生学実習	実習	45	1			2後	
	人体の構造と機能及び疾患の成り立ち	生化学 I	講義	15	2			1後	
		生化学 II	講義	15	2			2前	
		生化学実験 I	実験	45	1			2後	
		生化学実験 II	実験	45	1			3前	
		解剖生理学 I	講義	15	2			1前	
		解剖生理学 II	講義	15	2			1後	
		解剖生理学実験	実験	45	1			2前	
		運動生理学	講義	15		2		2前	
		運動生理学実習	実習	45		1		3後	
		医学概論	講義	15	2			1後	
		病態生理学 I	講義	15	2			2後	
	専門基礎分野	病態生理学 II	講義	15	2			3前	
		微生物学	講義	15		2		1後	
		食品学総論	講義	15	2			1後	
		食品学各論	講義	15	2			2前	
		食品機能論	講義	15		2		2後	
		食品学実験	実験	45	1			1後	
		食品機器分析実験	実験	45		1		3後	
		食品衛生学	講義	15	2			2前	
		食品衛生学実験	実験	45	1			2後	
		調理科学	講義	15		2		3後	
		調理科学実験	実験	45		1		4前	
		調理学	講義	15	2			1後	
		調理学実習 I	実習	45	2			1通	
		調理学実習 II	実習	45	2			2通	
		調理学実習 III	実習	45		1		4後	
専門基礎分野合計					38	12	0		

区分		授業科目の名称	授業形態	1単位当たりの時間	単位数			開講期	備考	
					必修	選択	自由			
専門教育科目	基礎栄養学	基礎栄養学	講義	15	2			2後		
		基礎栄養学実験	実験	45	1			3前		
		基礎栄養学特別講義	講義	15		2		3前		
	応用栄養学	応用栄養学Ⅰ	講義	15	2			2前		
		応用栄養学Ⅱ	講義	15	2			3前		
		応用栄養学Ⅲ	講義	15	2			3後		
		応用栄養学Ⅳ	講義	15		2		4前		
		応用栄養学実習Ⅰ	実習	45	1			2後		
		応用栄養学実習Ⅱ	実習	45	1			3後		
		応用栄養学実習Ⅲ	実習	45		1		4前		
	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ	講義	15	2			3前		
		栄養教育論Ⅱ	講義	15	2			3後		
		栄養教育論Ⅲ	講義	15	2			4前		
		栄養教育論実習Ⅰ	実習	45	1			3通		
		栄養教育論実習Ⅱ	実習	45	1			3通		
	臨床栄養学	臨床栄養学Ⅰ	講義	15	2			3前		
		臨床栄養学Ⅱ	講義	15	2			3後		
		臨床栄養学Ⅲ	講義	15	2			3前		
		臨床栄養学Ⅳ	講義	15	2			3後		
		臨床栄養学実習Ⅰ	実習	45	1			3前		
		臨床栄養学実習Ⅱ	実習	45	1			3後		
	公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	講義	15	2			2後		
		公衆栄養学Ⅱ	講義	15	2			3前		
		地域栄養活動実習	実習	45	1			4前		
	給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	講義	15	2			2前		
		給食経営管理論Ⅱ	講義	15	2			2後		
		給食経営管理実習Ⅰ	実習	45	1			2後		
		給食経営管理実習Ⅱ	実習	45	1			3前		
	総合演習	総合演習	演習	30	2			4通		
	臨地実習	臨地実習Ⅰ	実習	45	1			3前		
		臨地実習Ⅱ	実習	45	1			3前		
		臨地実習Ⅲ	実習	45	2			3後		
	その他	コース特別活動Ⅰ	演習	15		2		2通		
		コース特別活動Ⅱ	演習	15		1		3前		
		健康とスポーツ	講義	15		2		2後		
		スポーツ栄養学	講義	15		2		3後		
		看護学概論	講義	15		1		2前		
		卒業研究	演習	30	4			3後・4前		
専門分野合計					50	13	0			
専門教育科目合計					88	25	0			

別表2 看護学科 基礎教育科目・専門基礎科目・専門科目 履修規程

科目区分	授業科目的名称	授業形態	1単位当たりの時間数	単位数			開講期	備考
				必修	選択	自由		
基礎教育科目	大阪青山ゼミナール	演習	30	1			1前	(履修方法及び卒業要件) 必修18単位+選択7単位以上
	プレゼンテーション概論	講義	30		1		1前	
	プレゼンテーション演習	演習	30		1		1後	
	ジェンダー論	講義	15		1		1後	
	実用数学	講義	15		2		1前	
	応用生物学	講義	15	2			1前	
	応用化学	講義	15		2		1後	
	生化学	講義	15	2			1後	
	心理学	講義	15	2			1前	
	教育心理学	講義	15		2		1後	
文化と社会の理解	健康科学概論	講義	30	1			1前	
	生涯発達学	講義	15		2		1後	
	食と健康	講義	30	1			1後	
	保育実践入門	演習	30		1		1後	
	健康とスポーツ科学 I (実技)	実技	30		1		1前	
	健康とスポーツ科学 II (講義)	講義	15		1		1後	
	伝統文化の世界	講義	15	2			1前	
	上方まなび学	講義	15		2		1後	
	法学(憲法)	講義	15		2		1前	
	食と文化	講義	15		2		1後	
コミュニケーションと情報	ボランティア活動論	講義	30		1		1前	
	日本語 I (読解・分析)	演習	30	1			1前	
	日本語 II (口述・記述)	演習	30		1		1後	
	英語 I	演習	30	1			1前	
	英語 II	演習	30	1			1後	
	英語 III	演習	30		1		2前	
	英語 IV	演習	30		1		2後	
	情報処理 I (基礎)	演習	30	1			1前	
	情報処理 II (応用)	演習	30	1			1後	
	情報リテラシー I	講義	30	1			1前	
	情報リテラシー II (ICT)	講義	30	1			1後	
基礎教育科目 合計				18	24			

科目区分	授業科目的名称	授業形態	1単位当たりの時間数	単位数			開講期	備考
				必修	選択	自由		
専門基礎科目	解剖生理学 I	講義	30	2			1前	必修27単位 + 選択3単位以上
	解剖生理学 II	講義	30	2			1後	
	微生物学	講義	15	1			1後	
	生命倫理	講義	15	1			1前	
	病理病態学	講義	15	2			2前	
	治療食概論	講義	15	1			2前	
	疾病治療論 I (内科)	講義	15	2			2前	
	疾病治療論 II (外科)	講義	15	2			2後	
	疾病治療論 III (小児科)	講義	15	1			2後	
	疾病治療論 IV (産婦人科)	講義	15	1			2後	
	疾病治療論 V (精神科)	講義	15	1			2後	
	臨床薬理学	講義	15	2			2前	
	栄養学	講義	15	1			1後	
	人間生活工学	講義	30	1			1後	
	公衆衛生看護学概論	講義	15	2			2前	
	保健統計学 ※	講義	15		2		2前	
	疫学	講義	15	2			2後	
	個人・家族・集団・組織の援助論 I ※	講義	15		2		2前	
	公衆衛生看護活動展開論 I ※ (地域保健)	講義	15		1		2後	
	公衆衛生看護活動展開論 II ※ (地域保健)	講義	30		2		3前	
	公衆衛生看護活動展開論 III ※ (産業保健)	講義	15		1		2後	
	公衆衛生看護活動展開論 IV ※ (学校保健)	講義	15		1		2後	
	看護関係法規	講義	15	1			1後	
	保健医療福祉行政論 I	講義	15	2			3前	
	保健医療福祉行政論 II※	講義	15		1		4前	
専門基礎科目 合計				27	10	0		

※印は保健師課程必修科目を示す。

科目区分	授業科目的名称	授業形態	1単位当たりの	単位数			開講期	備考
				必修	選択	自由		
看護学の基本	看護学概論	講義	15	2			1前	(履修方法及び卒業要件) 必修72単位
	看護理論	講義	15	1			1後	
	看護コミュニケーション論	講義	30	1			1前	
	ヘルスアセスメント	演習	30	1			2前	
	基礎看護援助論Ⅰ	演習	30	1			1前	
	基礎看護援助論Ⅱ	演習	30	1			1後	
	基礎看護援助論Ⅲ	演習	30	2			2後	
	臨床判断Ⅰ	講義	15	1			1後	
	臨床判断Ⅱ	演習	30	1			2前	
	基礎看護学実習	実習	45	1			1前	
	地域実習Ⅰ	実習	45	1			1後	
	臨床判断看護学実習	実習	45	2			2前	
専門科目	ライフサイクル論Ⅰ	講義	15	2			2前	
	ライフサイクル論Ⅱ	講義	15	2			2前	
	成人看護学援助論Ⅰ(慢性期)	講義	15	2			2後	
	成人看護学援助論Ⅱ(急性期)	講義	15	2			2後	
	成人看護学演習Ⅰ(慢性期)	演習	30	1			3前	
	成人看護学演習Ⅱ(急性期)	演習	30	1			3前	
	成人老年看護学実習Ⅰ(慢性期)	実習	45	2			3後	
	成人老年看護学実習Ⅱ(急性期)	実習	45	2			3後	
	老年看護学援助論	講義	30	1			2後	
	老年看護学演習	演習	30	1			3前	
	老年看護学実習	実習	45	2			3後	
	小児看護学援助論	講義	30	1			2後	
	小児看護学演習	演習	30	1			3前	
	小児看護学実習	実習	45	2			3後	
	母性看護学援助論	講義	30	1			2後	
	母性看護学演習	演習	30	1			3前	
	母性看護学実習	実習	45	2			3後	
	精神看護学概論	講義	15	1			2前	
	精神看護学援助論	講義	30	1			2後	
	精神看護学演習	演習	30	1			3前	
	精神看護学実習	実習	45	2			3後	
	地域・在宅看護学概論	講義	15	2			2後	
	地域・在宅看護学援助論	講義	15	2			3前	
	地域・在宅看護学演習	演習	30	1			3前	
	地域・在宅看護学実習	実習	45	2			3後	
	地域実習Ⅱ	実習	45	1			3後	
看護の統合と発展	薬物療法・輸血と看護	講義	15	1			2後	
	がん看護	講義	15	1			3前	
	ターミナルケア	講義	15	1			3前	
	家族看護	講義	15	1			3前	
	看護管理学	講義	15	1			4前	
	看護倫理	講義	15	1			4後	
	看護研究の基礎Ⅰ(方法論)	講義	30	1			3前	
	看護研究の基礎Ⅱ(卒業研究)	演習	30	2			4通	
	看護統合ゼミナール	演習	15	1			4後	
	医療安全管理論	講義	15	1			3前	
	チーム医療論	講義	15	1			3前	
	国際看護論	講義	15	1			4後	
保健師課程	災害看護論	講義	15	1			4後	
	統合実習Ⅰ	実習	45	2			4前	
	統合実習Ⅱ	実習	45	2			4前	
	専門科目 合計			72				
	個人・家族・集団・組織の援助論Ⅱ※	演習	30			2	3前	
	公衆衛生看護活動展開論Ⅴ※	演習	30			2	4前	
	公衆衛生看護管理論※	講義	15			2	3前	
	公衆衛生看護学実習※	実習	45			5	4通	
	小計					11		
合計				117	34	11		

別表3 子ども教育学科 基礎教育科目・専門基礎科目・専門教育科目 履修規程

科目区分	授業科目	授業形態	1単位当たりの時間数	単位数		開講期	備考
				必修	選択		
基礎教育科目	教育と福祉	講義	30	2		1後	
	食と健康	講義	15		2	1前	
	日本語I	講義	15	2		1前	
	日本語II	講義	15		2	1後	
	実用書道	演習	30		1	1後	
	生物学	講義	15		2	1後	
	地球環境論	講義	15		2	1後	
	統計学	講義	15		2	2前	
	心理学	講義	15		2	1前	
	コミュニケーション論	講義	15		2	1後	
	プレゼンテーション概論	講義	15		2	1後	
	プレゼンテーション演習	演習	15		1	2後	
	キャリアデザイン	演習	30	1		1前	
	ボランティア論	講義	15		2	1前	
	伝統文化に学ぶ	講義	30	1		1後	
	多文化共生論	講義	15		2	1後	
	学修基礎演習	演習	15		2	1前	
	日本国憲法	講義	15	2		1後	
	情報処理	講義	15	2		1前	
	情報リテラシーI	講義	15		2	1後	
	情報リテラシーII	講義	15		2	2前	
	基礎英語I	演習	30	1		1前	
	基礎英語II	演習	30	1		1後	
	体育講義	講義	15	1		1前	
	体育実技	実技	30	1		1前	
合計				14	28		

科目区分	授業科目	授業形態	1単位当たりの時間数	単位数		開講期	備考
				必修	選択		
専門基礎科目	健康子ども学基礎ゼミナール	演習	15	2		1後	
	健康子ども学Ⅰ	講義	15	2		1前	
	健康子ども学Ⅱ	講義	15		2	4前	
	子どもの健康と生活	講義	15		2	1後	
	教育原理	講義	15	2		2前	
	保育原理	講義	15	2		1後	
	教育心理学	講義	15	2		1後	
	保育の心理学	講義	15	2		1前	
	子どもの人権	講義	15	2		3後	
	子ども文化論	講義	15		2	1後	
	子ども社会論	講義	15		2	2前	
	子どもと英語Ⅰ	演習	15		2	3前	
	子どもと英語Ⅱ	演習	15		2	3後	
	基礎音楽Ⅰ	演習	30	1		1前	
	基礎音楽Ⅱ	演習	30	1		1後	
	器楽Ⅰ	演習	30	1		1前	
	造形	演習	30	1		1後	
専門基礎科目合計				18	12		

専門教育科目	こころとからだの健康	健康心理学	講義	15	2		3後	
		子ども家庭支援の心理学	講義	15		2	2前	
		児童心理学	講義	15		2	2後	
		カウンセリング演習	演習	30		1	3前	
		教育相談	講義	15		2	2前	
		知的障害児の心理・生理・病理	講義	15		2	3前	
		肢体不自由児の心理・生理・病理	講義	15		2	3後	
		病弱児の心理・生理・病理	講義	15		2	3後	
		臨床教育学	講義	15		2	3前	
		臨床保育学	講義	15		2	3後	
		子ども理解の理論と方法	演習	15		2	4前	
		食育論	講義	15	2		2前	
		子どもの保健	講義	15	2		2前	
		子どもの健康と安全	演習	30		1	3前	
		子どもの食と栄養	演習	30	2		2後	
	子どもの福祉	社会福祉	講義	15	2		1前	
		子ども家庭福祉	講義	15		2	1後	
		子ども家庭支援論	講義	15		2	2前	
		乳児保育Ⅰ	講義	15		2	2前	
		乳児保育Ⅱ	演習	30		1	2前	
		特別支援教育概論	講義	15		2	2後	
		特別支援実践論	演習	15		2	3前	
		社会的養護Ⅰ	講義	15	2		2後	
		社会的養護Ⅱ	演習	30		1	3前	
		子育て支援	演習	30		1	3前	
		社会福祉行政論	講義	15		2	4前	
		子どもと虐待	講義	15		2	3後	

科目区分	授業科目	授業形態	1単位当たりの時間数	単位数		開講期	備考
				必修	選択		
専門教育科目 教育及び保育の内容・方法	保育カリキュラム論	講義	15		2	2後	
	保育者論	講義	15		2	2後	
	子どもと健康	演習	15		2	1後	
	子どもと人間関係	講義	15		2	1前	
	子どもと環境	講義	15		2	1前	
	子どもと言葉	演習	15		2	1後	
	子どもと音楽表現	演習	15		2	1後	
	保育内容総論	演習	30		1	2前	
	保育内容・健康	演習	30		1	2後	
	保育内容・人間関係Ⅰ	演習	30		1	2後	
	保育内容・人間関係Ⅱ	演習	30		1	3前	
	保育内容・環境Ⅰ	演習	30		1	2前	
	保育内容・環境Ⅱ	演習	30		1	3後	
	保育内容・言葉	演習	30		1	2前	
	保育内容・音楽表現Ⅰ	演習	30		1	2前	
	保育内容・音楽表現Ⅱ	演習	30		1	3前	
	保育内容・身体表現	演習	30		1	3前	
	保育内容・造形表現Ⅰ	演習	30		1	3前	
	保育内容・造形表現Ⅱ	演習	30		1	3後	
	声楽Ⅰ	演習	30	1		2前	
	声楽Ⅱ	演習	30		1	2後	
	器楽Ⅱ	演習	30	1		1後	
	器楽Ⅲ	演習	30		1	2後	
	器楽Ⅳ	演習	30		1	3後	
	子どもの音楽総合Ⅰ	演習	30		1	4前	
	子どもの音楽総合Ⅱ	演習	30		1	4後	
	子ども体育Ⅰ	演習	30		1	2前	
	子ども体育Ⅱ	演習	30		1	2後	
	教育課程論	講義	15		2	2後	
	教職論	講義	15		2	2後	
	社会	講義	15		2	2後	
	算数	講義	15		2	2後	
	理科	講義	15		2	2前	
	生活	講義	15		2	2前	
	家庭	講義	15		2	2前	
	初等教科教育法(国語)	講義	15		2	2前	
	初等教科教育法(社会)	講義	15		2	3前	
	初等教科教育法(算数)	講義	15		2	3前	
	初等教科教育法(理科)	講義	15		2	2後	
	初等教科教育法(生活)	講義	15		2	2後	
	初等教科教育法(音楽)	講義	15		2	3前	
	初等教科教育法(図画工作)	講義	15		2	3前	
	初等教科教育法(家庭)	講義	15		2	2後	
	初等教科教育法(体育)	講義	15		2	3前	
	初等教科教育法(英語)	講義	15		2	3前	
	道徳教育の指導	講義	15		2	3後	
	総合的な学習の時間の指導	講義	15		2	3前	
	特別活動の指導	講義	15		2	3前	
	生徒・進路指導論	講義	15		2	4前	
	教育社会学	講義	15		2	2後	
	教育方法論	講義	15		1	4前	
	ICT活用の理論と方法	演習	30		2	1後	
	知的障害児教育論Ⅰ	講義	15		2	3前	
	知的障害児教育論Ⅱ	講義	15		2	4前	
	肢体不自由児教育論Ⅰ	講義	15		2	3後	
	肢体不自由児教育論Ⅱ	講義	15		2	4後	
	病弱児教育論	講義	15		2	4前	
	視覚障害教育	講義	15		2	4前	
	聴覚障害教育	講義	15		2	4後	
	LD等教育総論	講義	15		2	3後	
	児童文学	講義	15		2	4前	

科目区分	授業科目	授業形態	1単位当たりの時間数	単位数		開講期	備考
				必修	選択		
専門教育科目 実習・研究	保育実習ⅠA	実習	45		2	2後	
	保育実習指導ⅠA	演習	30		1	2後	
	保育実習ⅠB	実習	45		2	3前	
	保育実習指導ⅠB	演習	30		1	3前	
	保育実習Ⅱ	実習	45		2	3後	
	保育実習指導Ⅱ	演習	30		1	3後	☆(※1)
	保育実習Ⅲ	実習	45		2	3前	
	保育実習指導Ⅲ	演習	30		1	3前	★(※1)
	教育実習Ⅰ	実習	45		1	2前	
	教育実習Ⅱ	実習	45		3	3後	
	教育実習事前事後指導	演習	30		1	3通	
	特別支援教育実習	実習	45		3	4通	事前事後指導1単位を含む
	教職実践演習(幼・小)	演習	30		2	4後	※2
	教職実践演習(幼・保)	演習	30		2	4後	※2
	地域子育て支援実習	実習	45		2	4通	
健康子ども学専門ゼミナール		演習	15		2	3後	
卒業研究		演習	30		4	4通	
専門教育科目合計				14	167		
専門基礎科目・専門教育科目合計				32	179		
				211			

※1 保育士資格取得希望者は、☆または★のいずれかを選択必修。

※2 幼稚園教諭免許取得希望者は、いずれかを選択必修。

別表4 成績評価を受けるための出席基準 履修規程

学科	授業形態	出席基準
全学科	講義	授業回数×2／3以上出席していること
健康栄養学科 子ども教育学科	演習・実験・実習・実技	授業回数×3／4以上出席していること
看護学科	演習	授業回数×2／3以上出席していること
	実技	授業回数×3／4以上出席していること
健康栄養学科	臨地実習	全て出席すること
子ども教育学科	保育実習・教育実習	全て出席すること
看護学科	臨地実習	実習日数の4／5以上出席していること

大阪青山大学教職課程履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪青山大学（以下「本学」という。）学則第17条第2項、第21条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、本学における教育職員免許状の取得方法及び条件等について、必要な事項を定めるものとする。

(取得できる免許状)

第2条 本学において取得することのできる教育職員免許状は、次のとおりとする。

健康科学部

栄養教諭一種免許状

子ども教育学部

幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状

特別支援学校教諭一種免許状

(基礎資格)

第3条 本学において前条に定める教育職員免許状を取得するためには、基礎資格として所定の単位を修得し、学士の学位を取得しなければならない。

2 前項に定めるほか、栄養教諭一種免許状にあっては、栄養士法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を取得していなければならない。

(授業科目及び単位)

第4条 教職課程の授業科目は、栄養教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状ごとに、教育職員免許法施行規則の定める科目区分等に対応して本学において開設する授業科目及び単位を別表1から別表4に定めるところにより修得しなければならない。

(必要単位の流用)

第5条 前条の規定に関わらず、教職課程の授業科目の必要単位については、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状の間で、施行規則の定めるところにより流用することができる。

2 本学において流用を認める科目は、別表5のとおりとする。

3 科目の流用は、免許資格として取得したものとみなすものであり、卒業に必要な単位として認定するものではない。

(教職共通科目と単位)

第6条 教育職員免許状を取得するためには、第4条に定める科目及び単位のほか、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目及び単位を別表7の定めるところにより修得しなければならない。

(既修得単位の認定)

第7条 学生が本学に入学する前に教員養成課程として認定を受けた他の大学において履修し修得した単位で、本学の教員免許課程の授業科目に相当する科目があるときは、本学で修得したものとみなし、単位を認定することがある。

(教職課程の履修申請)

第8条 教職課程の履修を希望する者は、所定の期間内に所定の用紙に必要事項を記入し、願い出なければならない。

(教職課程科目の履修登録)

第9条 教職課程科目の履修登録は、当該学期ごとに他の授業科目の履修手続と同時に行わなければならない。

(子ども教育学科における履修制限等)

第10条 子ども教育学科の教員養成課程においては、養成する教員の質を確保するため、教育職員免許状取得の必修科目である教育実習Ⅱ及び特別支援教育実習の履修に別表6に定める履修制限を設けることとし、この履修要件を満たさない者及び教職への意思・意欲に欠ける者には原則として受講を認めない。

2 教育実習Ⅱ及び特別支援教育実習の履修を希望する者は、前項の条件に加えて教育実習合同委員会の履修登録許可を受けなければならない。

(教職課程の履修の中止)

第11条 教職課程の履修を中止しようとするときは、所定の様式により申し出なければならない。

(介護等の体験)

第12条 小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律に基づき、原則として介護等の体験を7日間行わなければならない。

(教育職員免許状の申請とその手続)

第13条 教育職員免許状の申請にあたっては、小学校教諭一種免許状にあっては、前条に定める介護等体験を行った旨を示す証明書を取得していなければならない。

第14条 第2条に定める免許状のほか、看護学科保健師課程を修了し、保健師の免許を取得した者にあっては、別表7に定める科目及び単位を取得することにより養護教諭二種免許状を取得することができる。

2 前項の規定に定める別表7の科目については、看護学科において対応して開講する科目を習得すればたりるものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、教職課程について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、既に本学に在学中の者で本規程に定める教職課程の科目を履修し修得した単位については、この規程により履修し修得したものとみなす。
- 3 平成30年度以前の入学者に係る教職課程の授業科目及び単位の取得方法等については、なお従前の例による。
- 4 大阪青山大学子ども教育学科履修規程(平成31年4月1日施行)は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、なお従前の例による。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあっては、なお従前の例による。

別表1 (教職課程履修規程) 栄養教諭一種免許状取得に必要な科目

免許法施行規則に定める科目と本学開設授業科目との対比表

免許法施行規則に定める科目区分等			左に対応する開設授業科目		
	各科目に含めが必要な事項	要件単位数	授業科目	単位数	
				必修	選択
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	学校栄養教育概論	2	
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項				
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		学校栄養教育指導論	2	
	食に関する指導の方法に関する事項				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教師論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育入門	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳教育論	1	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		総合的な学習の時間の指導	2	
	生徒指導の理論及び方法		特別活動論	1	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育方法論	1	
			I C T活用の理論と方法	2	
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	生徒指導論	2	
	教職実践演習		教育相談	2	
	合計	22	栄養教育実習事前事後指導	1	
			栄養教育実習	1	
		2	教職実践演習（栄養教諭）	2	
				31	

別表2 教職課程履修規程 幼稚園教諭一種免許状取得に必要な科目

免許法施行規則に定める科目と本学開設授業科目との対比表

免許法施行規則に定める科目区分等		要件 単位数	左に対応する開設授業科目		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	各科目に含めなければならない事項 領域に関する専門的事項		授業科目	単位数	
			必修	選択	
	16 (※1)	子どもと健康	2		
		子どもと人間関係	2		
		子どもと環境	2		
		子どもと言葉	2		
		子どもと音楽表現	2		
		保育内容総論	1		
		保育内容・健康	1		
		保育内容・音楽表現 I	1		
		保育内容・音楽表現 II	1		
		保育内容・人間関係 I	1		
		保育内容・人間関係 II	1		
		保育内容・環境 I	1		
		保育内容・環境 II	1		
		保育内容・造形表現 I	1		
		保育内容・造形表現 II	1		
教育の基礎的理解に関する科目		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		保育内容・身体表現	1
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		保育内容・言葉	1
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育原理	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		保育者論	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育社会学	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		臨床教育学	2
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		臨床保育学	2
		幼児理解の理論及び方法		特別支援教育概論	2
教育実践に関する科目		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		保育のカリキュラム論	2
		教育実習		教育方法論	1
		教職実践演習		I C T 活用の理論と方法	2
大学が独自に設定する科目		4	子ども理解の理論と方法	2	
			教育相談	2	
			教育実習事前事後指導	1	
			教育実習 I	1	
		5	教育実習 II	3	
			教職実践演習（幼・保）	2	
			教職実践演習（幼・小）	2	
			教育論	2	
			日本語 I	2	
			器楽 I	1	
			声楽 I	1	
			造形	1	
			児童文学	2	
			算数	2	
			子ども体育 I	1	
			子ども体育 II	1	
合計		51		43 22	

備考

- ※1 領域及び保育内容の指導法に関する科目の要件単位数（16単位）については、保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）の科目として開設している科目（12単位）が必修であることから、残り4単位については領域に関する専門事項として開設している科目の中から2科目4単位以上を選択し修得しなければならない。
- ※2 教育実践に関する科目のうち、教育実践演習の科目の要件単位数（2単位）については、教育実践演習（幼・保）又は教育実践演習（幼・小）のいずれかを選択し修得するものとする。
- ※3 大学が独自に設定する科目に規定される要件単位数（14単位）については、必修7単位を除く、残り7単位には「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」に規定される最低要件単位数を超えて修得した単位（5単位）を充てることができるために、残単位となる2単位について、上表の選択科目の中から修得する必要がある。
ただし、「領域に関する専門的事項」に関する科目の要件単位として組み入れた2科目（4単位）の単位を含めることはできない。

別表3 教職課程履修規程 小学校教諭一種免許状取得に必要な科目

免許法施行規則に定める科目と本学開設授業科目との対比表

免許法施行規則に定める科目区分等		要件 単位数	左に対応する開設授業科目			
	各科目に含めなければならない事項		授業科目	単位数		
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	日本語 I	2		
			児童文学		2	
			社会	2		
			算数	2		
			理科	2		
			生活	2		
			器楽 I	1		
			声楽 I	1		
			造形	1		
			家庭	2		
			子ども体育 I	1		
			子ども体育 II		1	
			子どもと英語 I	2		
			初等教科教育法（国語）	2		
			初等教科教育法（社会）	2		
			初等教科教育法（算数）	2		
			初等教科教育法（理科）	2		
			初等教科教育法（生活）	2		
			初等教科教育法（音楽）	2		
			初等教科教育法（図画工作）	2		
			初等教科教育法（家庭）	2		
			初等教科教育法（体育）	2		
			初等教科教育法（英語）	2		
教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		臨床教育学		2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		特別支援教育概論	2		
道徳、総合的な 学習の時間等の 指導法及び生徒 指導、教育相談 等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	教育課程論	2		
	総合的な学習の時間の指導法		道徳教育の指導	2		
	特別活動の指導法		総合的な学習の時間の指導	2		
	教育の方法及び技術		特別活動の指導	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法論	1		
	生徒指導の理論及び方法		I C T 活用の理論と方法	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		生徒・進路指導論	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に 関する科目	教育実習	5	※			
	教職実践演習		教育実習事前事後指導	1		
大学が独自に設定する科目		2	教育実習 I	1		
			教育実習 II	3		
		2	教職実践演習（幼・小）	2		
			食育論	2		
			子どもと英語 II		2	
合計		59	合計	72	7	

備考

※「生徒・進路指導論」に「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む。

別表4 教職課程履修規程 特別支援学校教諭一種免許状取得に必要な科目

免許法施行規則に定める科目と本学開設授業科目との対比表

免許法施行規則に定める科目区分等			左に対応する開設授業科目			
	各科目に含めが必要な事項	要件 単位数	授業科目	単位数		
				必修	選択	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	特別支援教育概論	2		
特別支援教育領域 に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	知的障害児の心理・生理・病理	2		
			肢体不自由児の心理・生理・病理	2		
			病弱児の心理・生理・病理	2		
			知的障害児教育論Ⅰ	2		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害児教育論Ⅱ	2		
			肢体不自由児教育論Ⅰ	2		
			肢体不自由児教育論Ⅱ	2		
			病弱児教育論	2		
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	5	視覚障害教育 聴覚障害教育 LD等教育総論	2 2 2		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	特別支援教育実習 (事前事後指導1単位を含む)	3		
合計		26	合計	27	0	

教職課程履修規程 別表5

幼稚園・小学校教諭課程 科目流用可能一覧表

免許法施行規則に定める科目と本学開設授業科目との対応表(両免許を取得することが条件となります。)

免許法施行規則に定める科目区分等		流用関係	左に対応する開設授業科目		備考
小学校教諭課程開設科目	単位数		幼稚園教諭課程開設科目	単位数	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論 2	↔	左に同じ 保育カリキュラム論 2		
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職論 2	↔	左に同じ 保育者論 2		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	初等教科教育法(国語) 2	⇒	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容・環境Ⅱ 保育内容・人間関係Ⅱ 保育内容・造形表現Ⅱ 保育内容・音楽表現Ⅱ	小学校教諭課程で開設する各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)の全てを修得することを条件に幼稚園教諭課程に掲げる科目単位に流用することができる。
	初等教科教育法(社会) 2				
	初等教科教育法(算数) 2				
	初等教科教育法(理科) 2				
	初等教科教育法(生活) 2				
	初等教科教育法(音楽) 2				
	初等教科教育法(図画工作) 2				
	初等教科教育法(家庭) 2				
	初等教科教育法(体育) 2				
	初等教科教育法(英語) 2				

注)矢印が示すとおり、読み替えることが可能です。

教職課程履修規程 別表 6

教育実習Ⅱの履修は、原則、以下の要件の全てを満たし、教職への意志・意欲のある者とする。

【幼稚園】

- (1) 2年次後期終了時点で、GPA値が1.6以上であること。
- (2)「教育実習Ⅰ」を修得していること。
- (3)「教育原理」「保育者論」「教育心理学」を修得（履修中を含む）していること。
- (4)「保育内容の指導法」に指定されている14科目（14単位）中、9単位以上修得していること。

【小学校】

- (1) 2年次後期終了時点で、GPA値が1.6以上であること。
- (2)「教育実習Ⅰ」を修得していること。
- (3)「教育原理」「教職論」「教育心理学」「教育課程論」「特別活動の指導」を修得（履修中を含む）していること。
- (4)「各教科の指導法」に指定されている10科目（20単位）中、14単位以上修得していること。

特別支援教育実習の履修は、原則、以下の要件をすべて満たし、教職への意志・意欲のある者とする。

【特別支援学校】

- (1) 3年次後期終了時点で、GPA値が1.6以上であること。
- (2)「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」を修得していること。
- (3) 2年次に開講される「特別支援教育概論」および3年次に開講される「知的障害児の心理・生理・病理」「肢体不自由児の心理・生理・病理」「病弱児の心理・生理・病理」「知的障害児教育論Ⅰ」「肢体不自由児教育論Ⅰ」「LD等教育総論」を修得していること。

教職課程履修規程 別表7

免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則第66条の6に定める科目	要件 単位数	左に対応する 開設授業科目	単位数	
			必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法	2	
体育	2	体育講義	1	
		体育実技	1	
外国語コミュニケーション	2	基礎英語 I	1	
		基礎英語 II	1	
情報機器の操作	2	情報処理	2	
合計	8	合計	8	